

茨城県中小企業資金融資制度の融資利率の改正について

茨城県中小企業資金融資制度について、**令和8年（2026年）4月1日以降の保証申込受付分**を対象として、融資利率の改正を行いました。改正後における各資金の融資利率や取扱いは、以下のとおりです。

1 融資利率改正表

		融資利率		
		改正前	改正後	引上げ幅
一般資金	経営合理化融資	2.2～2.4%	2.5～2.7%	0.3%
事業活性化資金	イノベーション投資促進融資	1.5～2.0%	1.7～2.2%	0.2%
	創業支援融資	1.3～1.6%	1.5～1.8%	0.2%
	女性・若者・障害者創業支援融資	1.3～1.6%	1.5～1.8%	0.2%
	新分野進出等支援融資	1.6～1.9%	1.9～2.2%	0.3%
	雇用促進等支援融資	1.6～1.9%	1.9～2.2%	0.3%
	小売商業・地場産業支援融資	1.6～1.9%	1.9～2.2%	0.3%
	観光おもてなし施設整備融資	1.6～2.0%	1.9～2.3%	0.3%
	事業承継支援融資	1.6～1.9%	1.9～2.2%	0.3%
経営安定化資金	災害対策融資（緊急対策枠）	1.6～1.9%	1.9～2.2%	0.3%
	災害対策融資（地震災害予防対策枠）	1.5～1.8%	1.7～2.0%	0.2%
	パワーアップ融資	1.6～1.9%	1.9～2.2%	0.3%
	再生支援融資	2.5%以内	2.8%以内	0.3%
	借換融資	1.6～1.9%	1.9～2.2%	0.3%
短期運転資金融資		1.8%	2.1%	0.3%

※茨城県信用保証協会の保証を付けない場合：融資利率は、0.5%を上乗せします。

2 融資利率適用の取扱い

保証申込受付	適用利率
～令和8年（2026年）3月31日	改正前の融資利率
令和8年（2026年）4月1日～	改正後の融資利率

※茨城県信用保証協会の保証を付けない場合：「保証申込受付」は、「融資申込受付」とします。

3 条件変更に伴う融資利率の取扱い

条件変更を行う場合、改正前の融資利率表の適用により融資されている資金については、なお**改正前の融資利率表を適用**します。

ただし、茨城県中小企業資金融資制度の各要項に定める融資期間を超えて条件変更を行う場合、取扱金融機関の判断による融資利率を適用して差し支えありません。

問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課 金融担当

電話 029-301-3530

FAX 029-301-3539